

# 青梅市立学校における児童・生徒等に関するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱

## 1 目的

この要綱は、青梅市立小学校および青梅市立中学校（以下「学校」という。）において児童・生徒および保護者（その保護者に準ずる者を含む。以下同じ。）ならびに教職員（以下これらを「児童・生徒等」という。）に関するセクシュアル・ハラスメントの防止のための措置およびセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

(1) この要綱において、セクシュアル・ハラスメントとは次に掲げるものをいう。

ア 教職員が、その勤務する学校（当該職員がその職務を遂行するすべての場所を含む。以下同じ。）において、児童・生徒等を不快にさせる性的な言動

イ 教職員が、職務に関わらず、児童・生徒等を不快にさせる学校外における性的な言動

(2) この要綱において、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題とは、次に掲げるものをいう。

ア セクシュアル・ハラスメントのため児童・生徒の修学環境や教職員の勤務環境等が害されること。

イ セクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して、児童・生徒が修学上の不利益を受けること。

ウ セクシュアル・ハラスメントに起因して、教職員がその勤務条件に対して不利益を受けること。

## 3 教育長の責務

(1) 青梅市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、児童・生徒の健全な修学環境および教職員の健全な勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において学校から報告・相談を受け、事実関係を調査する等、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(2) 教育長は、セクシュアル・ハラスメントに関する相談および苦情の申出（以下「相談・苦情」という。）相談・苦情にかかる調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して、児童・生徒等が不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

#### 4 研修等

教育長は、セクシュアル・ハラスメントの防止を図るため、教職員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

#### 5 相談窓口の設置

(1) 教育長は、児童・生徒等からの相談・苦情に対し、必要な措置を行うため、青梅市教育委員会に相談窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

(2) 指導担当課長は（以下「課長」という。）は、相談窓口にセクシュアル・ハラスメントに関する相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(3) 課長は、相談窓口について、各学校および児童・生徒等に周知しなければならない。

#### 6 窓口の開設

窓口の開設は、月曜日と水曜日の午後2時から午後5時までとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

#### 7 相談員

相談員は、課長および青梅市教育委員会青少年相談員をもって充てる。

#### 8 相談員の職務

(1) 相談員は、相談・苦情があったときは、必要な調査を行うとともに、当該関係者に対し適切な指導・助言等の対応を行う。また、セクシュアル・ハラスメントの直接の被害者だけでなく、他の教職員から相談・苦情が寄せられた場合においても、これに対応するものとする。

(2) 相談員は、相談・苦情の具体的な事項を受付簿に記入後、課長に報告する。

#### 9 校長の責務

(1) 校長は、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行うとともに、児童・生徒等からの相談・苦情を受けた場合には、必要に応じて相談窓口へ報告するほか、校内で迅速かつ適切な措置を講じなければならない。

(2) 校長は、校内での措置について、速やかに課長に報告しなければならない。

#### 10 プライバシーの保護等

(1) 相談員および青梅市教育委員会職員その他関係する者は、当該相談等に関係する者のプライバシーの保護を図るため、秘密の保持を徹底するとともに、不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(2) 相談等に関わった者は、その知り得た秘密を漏らしてはならない。任務を退いた後も同様とする。

#### 11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 12 実施期日

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。